

◆4番（松井英雄君） 4番、公明党長野市議員団、松井英雄でございます。

障害者差別解消法について伺います。

リオパラリンピックも本日開幕し、障害者が持てる力の限界に挑む姿は崇高で美しく、多くの人に感動と勇気を与えてくれます。その重要さは、スポーツの世界だけに限らず、障害者が社会参加し、存分に自己表現していくためには、障害を理由にした差別的扱いの禁止に加え、障害者を手助けする配慮が欠かせないと思います。

4月に施行された障害者差別解消法の目的もそこにあると感じます。この法律は、全ての人が障害のある、無しによって分け隔てられることなく、お互いに人格と個性を尊重し合いながら共に生きる社会をつくることを目指しております。

8月3日、毎日新聞論説委員の野沢和弘さんをお迎えし、市役所講堂にて講演会がありました。その中で野沢さんより、長野市においても障害者差別解消支援地域協議会を設置するようだとの発言がありました。実際はどうなのでしょう。設置の有無を含め、体制などをお聞かせください。

また、障害者差別解消に対する長野市の取組についてお聞かせください。

障害者差別解消法の中にある合理的配慮について、行政機関、教育委員会、福祉分野、公共交通分野、医療福祉分野、災害時などにおける取組、指導、助言について、長野市の実践、考えをお聞かせください。

また、聴覚障害者の方に対して、市が情報などを提供する愛TVながのや民間での市政放送番組などでの情報提供について、映像字幕や副音声、要約したテロップ挿入、手話などが必要と考えますが、現状をお聞かせください。

また、機能情報バリアフリーの観点から、視覚障害者の方でも行政情報をキャッチできるよう、市ホームページに音声読み上げ機能を追加すべきと考えますが、御所見をお聞かせください。

（4番 松井英雄君 質問席へ移動）

◎保健福祉部長（田中幸廣君） 障害者差別解消法では、地方公共団体は障害者差別解消支援地域協議会を組織することができるとしております。本市でも現在設置に向けて構成団体等の調整を図っているとところでございます。行政機関、弁護士会等法曹関係、障害者福祉、商工事業者等関係者に加え、障害当事者をメンバーにして、11月を目途に協議会を立ち上げたいと考えております。

障害者差別解消への本市の取組といたしましては、本年3月、本市職員が業務の中で必要な対応や配慮を行うための指針となります職員対応要領を策定いたしました。要領ではケースごとに求められる合理的配慮の例をまとめるとともに、所属ごとに相談対応責任者を設置することや、職員一人一人が理解を深めることができるよう定期的な研修を行うことを定めています。4月以降、障害者差別解消をテーマとする管理職研修、窓口職員研修や所属ごとの職場研修を実施しております。また、市民からの問合せや相談に的確に対応するために、障害福祉課を障害者差別解消センター窓口とするとともに、専門の相談員を置く民間事業者に障害者差別解消サポートセンターを委託設置し、連携して対応に当たっています。

行政機関として本市が行う合理的配慮の具体的な取組の例といたしましては、視覚障害者や聴覚障害

者のための意思疎通や情報提供の支援のために、広報資料などの点字化、音声データ化、集会などでの手話通訳者等の配置を推進しております。また、多目的トイレやエレベーター、スロープの設置等、施設のバリアフリー化を進めてきております。障害者が外出の際に役立つこれらの情報を分かりやすくまとめて市ホームページ等で公開してまいります。

教育委員会では、学校生活や学習活動を支える特別支援教育支援員を配置して、個別の指導計画の下に教員が日常的に合理的配慮の提供に取り組んでいます。また、授業のユニバーサルデザイン化や特別な支援を必要とする児童・生徒についての取組に対しましては、指導主事が支援を行っております。

民間の事業者には、障害者に対する合理的配慮の努力義務があり、福祉、教育、交通、医療などの分野につきましては、所管する主務大臣が対応指針を定めています。主務大臣は、事業者に対して指導、助言、若しくは勧告をすることができることとなっております。

地方公共団体は、必要な啓発活動を行うこととなっております。本市では障害を理由とする差別の解消を妨げている諸要因の解消を図るため、広報ながのに特集記事を3回掲載した他、信濃毎日新聞やFMぜんこうじなどを利用した広報を実施いたしました。

災害に関連いたしましては、本年度、総合防災情報システムによるメール配信の他、聴覚障害者の方に対する防災情報のファクス配信を開始いたしました。災害時の情報伝達、避難所生活等につきましては、行政と福祉事業所等が協力して対応できるよう研究してまいります。

◎企画政策部長（増田武美君） 聴覚障害者に対する市や民間の放送番組についてお答えいたします。

市が制作している愛TVながのは、映像、音声及びテロップを入れて提供しております。また、民間放送局4局で制作、放送している30分の市政番組のうち、信越放送ふれ愛ながの21は、手話とテロップの挿入、それから長野放送ふれ愛ながのは手話と字幕、テロップの挿入を行っております。また、5分番組であるテレビ信州ふれ愛ながの市政ガイド及び長野朝日放送ふるさとステーションについては、テロップを入れております。

次に、視覚障害者に対する市ホームページの音声読み上げ機能の追加についてお答えいたします。

市ホームページは、アクセシビリティに配慮したページ作成のため、コンテンツマネジメントシステムを導入しています。このシステムの5年のリース期間が本年12月に満了することから、現在更新準備を進めております。新たなシステムでは音声読み上げソフトを導入する予定でございます。この音声読み上げソフトを御利用いただくことにより、視覚に障害をお持ちの方ばかりでなく、高齢により文字が見えづらくなった方なども情報を得やすくなるものと考えております。また、例年職員に対して講義形式で行っておりますアクセシビリティの研修に加えて、実際のコンテンツマネジメントシステムの入力画面等を使ったより実践的な研修を新たに実施することなど、職員の一層のアクセシビリティの向上に努めてまいりたいと考えております。

◆4番（松井英雄君） 様々な長野市のすばらしい取組、また3月に職員向けの要領作成ということで、これは努力義務であったにもかかわらず、4月施行に向けていち早く作っていただいた。その背景には、合理的配慮が法律に規定されたというのも背景にあるのかなというふうには思っております。今後も推進をよろしく願いいたします。

日本眼科医会の推計によると、高齢や弱視などで読書や読み書きに困っている人は、164万人を超すと

言われております。こうした人たちの読書に役立っているのが文字サイズの大きな大活字本です。大活字本はページ数が増えるため、通常の1冊の内容を収めるのに3冊程度が必要になるなど、購入費用がかさんでしまう側面もあります。そこで、2014年5月、読書環境の整備を進める観点から、厚生労働省は生活用品を必要とする障害者の暮らしを支援する日常生活用具給付等事業の一覧に、大活字図書や音声と画像で読書ができるデジタル録音図書を明記しました。市町村が事業主体のため、実際の補助対象は自治体が決めているが、長野市においては補助が無い状況であります。長野市においても大活字本の購入に補助を行うべきと考えますが、お考えをお聞かせください。

また、障害がある皆様への理解などを示す冊子、ガイドブックなどを作成すべきと考えますが、御所見をお聞かせください。

茨城県古河市では、読み書きが困難な視覚障害者や高齢者に対して、代読、代筆による読み書きサービスを行う市民を養成する、読み書き情報支援員養成基礎講座を開催しました。どのように代読すれば利用者に伝わりやすいかや、守秘義務などを学び、市民から支援員を養成しようとのことでした。長野市においても市職員・市民対象の代読・代筆講座を開催すべきと考えますが、お考えをお聞かせください。

◎保健福祉部長（田中幸廣君） 初めに、大活字本の購入に対する補助についてお答えいたします。

本市では、障害者総合支援法の日常生活用具として、視覚障害者に対しては拡大読書器や点字図書などを給付の対象としています。

御提案の大活字図書については、現在は給付の対象としておりませんが、厚生労働省が給付品の参考例として示したことから、関係者のニーズを把握して今後調査検討してまいります。

次に、啓発用の冊子につきましては、これまで本市では障害者理解のために国や県が作成したパンフレットを活用してまいりました。本年3月には、障害者就労について紹介する情報誌ジョブネットなのを長野市障害ふくしネットが作成して、市内の商工団体の会員に配布いたしました。また、現在、長野市版の障害者差別解消法の啓発用パンフレットを作成しているところでございます。

なお、市職員向けに障害者個々の状況に応じた必要な配慮をより具体的に示すガイドブックを作成して、市ホームページで広く公開することを予定しております。

次に、代読、代筆につきましては、本市の職員対応要領には求められた場合は、代読、代筆をするように定めておりますので、更に具体的な対応方法を検討してまいります。

金融機関等では、金融庁が作成した対応指針に、取引関係書類の代読や書類記入時の代筆について示されていることから、事業所における対応の配慮は進むものと考えております。

一方、日常生活や趣味の場においては、ボランティアなどによる代読、代筆の支援が必要と考えますので、先進的な事例を参考に研究してまいりたいと考えております。

◆4番（松井英雄君） 大活字本に関しましては、ニーズ調査ということでもありますけれども、必要としている人がたくさんいなくても、少数であっても、それが合理的配慮なのではないかなというふうに思っておりますので、是非とも導入をよろしくお願ひします。

続いて、後期高齢者人間ドック補助金について伺います。

長野市の国民健康保険の人間ドック受診者は、平成25年6,567人から27年には7,143人と増加しております。75歳以上の後期高齢者の人間ドック受診者も、平成25年1,930人から27年2,192人と増加

しております。生活習慣病の早期発見、健康増進との意識も高く、年々受診者も増加していると感じます。

長野市の場合、国民健康保険の人間ドックの一部補助は1万 5,000 円ですが、後期高齢者の人間ドック補助は7,500 円と半額となっております。県内の長野市以外 18 市の人間ドックの補助の状況を見ますと、15 市が国民健康保険と後期高齢者の補助額が同じです。一方、47 中核市を見ますと、国民健康保険の人間ドック補助と後期高齢者人間ドック補助が同じところは9 市です。調査し、非常に少ないと思いましたが、歩調を合わせるのではなく、逆に長野市は後期高齢者の健康増進にしっかり取り組んでいることがアピールできると感じました。

市長も、70 代はまだ若い、80 歳からちょっとお年寄り、まだまだ活躍してもらわなくては困るとおっしゃっております。少子・健康長寿対策の推進を大きな柱にしている長野市において、人間ドックの補助は柱のほんの僅かかもしれませんが、後期高齢者の人間ドック補助が国民健康保険の半分とはいかかなものかと思えます。長野市においても、後期高齢者の人間ドック補助を国民健康保険と同様の1万 5,000 円にすべきと考えますが、御所見をお聞かせください。

◎保健福祉部長（田中幸廣君） 後期高齢者の人間ドック補助事業は、長野県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例第3条の規定に基づき実施しているものでございます。発足当初に示された後期高齢者医療広域連合の補助基準額が、国民健康保険の個別健診と同額の7,460 円だったことから、7,500 円としたものでございます。

後期高齢者医療広域連合が国から補助を受け、当該補助金を構成市町村へ支給したことにより、平成21 年度には各市町村が独自で金額を設定し、補助を始めましたが、本市では国からの継続的な財源担保が不透明で、補助制度の継続に見通しがつかなかったことから、7,500 円に据え置いてまいりました。

後期高齢者医療広域連合から昨年12月に、市町村の要望額が増加の一途で国からの補助額を上回っているため、平成28年度から人間ドック受診補助に関する市町村への補助を減額するとの通知がございました。平成29年度からは更に減額となる見込みで、これにより市の負担はおよそ600万円の増が見込まれます。

御提案の人間ドック受診補助額の増額につきましては、後期高齢者医療広域連合としては被保険者数の増加や医療費の増加など、後期高齢者医療の現在の運営状況からは厳しいものがございます。また、長野市が補助額を引き上げることは県全体への影響が大きいことから、後期高齢者医療広域連合と慎重に協議、検討してまいりたいと考えております。

◆4番（松井英雄君） 補助額が少なくなるというの聞いておりますけれども、それでも県内の他の市は来年度以降、特に変えることはなく、しっかりやっていくということでもあります。子供の医療費におきましても長野市が一番最後ということでもありますけれども、後期高齢者の健康増進という点でも是非とも前向きに検討していただきたいと思っております。

続きまして、南長野運動公園総合球技場について伺います。

総合球技場の4月から7月の使用状況を見ますと、ほとんどがAC長野パルセイロの試合で、一般市民や団体が使うことはごく僅かな状況です。総合球技場の管理運営要領を見ますと、1か月間でのピッチ使用は10日以内、連続使用は3日以内、1日の利用は4時間と定められております。市民の

方からも、最高の芝のスタジアムができたので、子供たちが自由に走り回ったり、イベントで使ってみたいねとの声をお聞きます。もちろん、建設に当たっての提案でも、まちの誇りとして親しまれる市民のスタジアム、市民がいつでも気軽に利用、活用できるスタジアムとあることから、制限はあるものの、使用してはいけないということはないと認識しております。

この指定管理費の中で、芝生の維持管理にはどのぐらい掛かっているのかをお聞かせください。また、管理運営要領にある使用頻度をこれ以上増やすと芝の管理上無理なのか、維持管理費が足りないのかをお聞かせください。

先日の生き生き篠ノ井みんなでトークの中で、長野オリンピックスタジアムなどでのコンサート開催について自由討議の中で発言がありました。過去、アイドルグループのコンサートを開催し、騒音問題があったことから、その後は一切認めないと管理運営要領に記載があります。発言では、夜のコンサートは騒音に敏感だから、昼のコンサートに限定して行ったらどうかという提案でございました。市長からは、コンサートの開催について十分検討することでした。長野オリンピックスタジアム、総合球技場を含め、コンサートの開催可能性についてお聞かせください。

◎文化スポーツ振興部長（倉石義人君） 南長野運動公園の平成 28 年度の指定管理料は、公園全体で約 2 億 3,600 万円、御質問の総合球技場の芝管理費は約 3,500 万円でございます。

次に、総合球技場の利用に関しましては、Jリーグなどのプロチームやなでしこリーグを初めとして、ラグビー、アメリカンフットボールの大会や国際大会等も開催する球技場であることから、良好なピッチ状態を維持するため、細かな利用規定を設けて管理を行っております。また、利用は原則として大会に限っており、サッカーの市長杯や高校ラグビーなどの大会も予定されております。

現況は、土日、祝日は大会等でほぼ埋まっており、これ以上使用頻度を増やすと芝の状態が悪くなり、修復に時間が掛かるとともに、競技に支障が出るなどの課題が懸念されます。芝生には養生期間が必要であり、一概に管理費の問題ではありませんので、御理解をお願いいたします。

なお、総合球技場では年に数回、子供たちを対象としたスポーツイベントを開催している他、幼稚園、保育園、小学校を対象としてピッチ体験ができるスタジアム交流事業も実施しておりますので、御参加いただければと思います。

最後に、南長野運動公園でのコンサート開催の可能性についてですが、総合球技場は天然芝の球技場であるため、芝生への影響を考慮し、コンサートを目的とした貸出しは行わない予定です。

また、オリンピックスタジアムにつきましては、平成 13 年にコンサートを開催しましたところ、騒音などの苦情が多数寄せられ、以降、大音量があるコンサートでの貸出しは行っていない状況でございます。昼の開催につきましても同様の課題はあり、開催するには地域全体の御理解が欠かせないものと考えておりますが、コンサートは交流人口の増加や地域の活性化の効果も大きいことから、地域の意見の成熟状況も見ながらコンサート開催の可能性について検討してまいりたいと考えております。

◆4 番（松井英雄君） 芝生の養生、また管理、最高の芝生を維持するために、なかなか規制があるということも理解はできますけれども、やはり市民の税金でしっかりと建てていただいた 80 億円のスタジアムと理解しておりますので、市民の皆さんがあそこの上で寝転がったりしたっていいと思いますし、自由に使えるようなスタジアムにしていいただければというふうに思います。

また、事前合宿等も誘致しているという状況で、今回このような使用頻度の中で誘致できるのかなとか、また大会だけということでもありますので、そういうところで練習もできないのかなというふうに感じる場所もありますけれども、いずれにしても、市民がしっかり活用できるような、そのようなスタジアムをどうかよろしく願いいたします。